



勉強よりも大切な話

これまで、交通ルールやマナーについて、地域の方々からたくさんの意見をいただきました。その都度、全校集会や校内放送などで呼びかけてきましたが、いっこうに良くなりません。先生方からの一方的な指導だけでは限界があると、生徒会で交通標語ののぼり旗を設置しましたが、果たしてその効果は・・・？

- ① 詫間中学校の生徒の多くは、走行に注意して登校しているのですが、生徒の中には歩道いっぱい3列くらいでしゃべりながら走行し、前から来る歩行者や自転車を全く認識せず、歩行者や左側通行している自転車が遠慮しなければならない場合もあります。
- ② 私は毎朝、詫間駅まで自転車で通っています。最近、詫中生の自転車マナーが非常に悪くなってきています。私がいつもすれ違う中学生は、ほとんど2列並進です。最近では3列の団体も見かけるようになりました。もともと道が広いとは言えない通学路なので、非常に危ないです。また、ヘルメットのあごひもをつけていない生徒もいます。自分は必ず事故に遭わないという確信がないのに、ヘルメットを正しくかぶらないのは非常に危ないです。命に関わることですから、しっかり注意しておいてください。
- ③ 毎日下校の時に、校門で交通整理をしている先生がいます。生徒たちは安心して横断歩道を渡っていますが、生徒たちが見ているのは先生で、左右確認はほとんどできていません。だから、先日、先生がいない時、いつもの調子で左右確認せずに飛び出てきた生徒がいて、ヒヤッとしました。いつでも、どこでも、自分自身で安全確認ができる生徒になるよう指導してください。

①は、三豊市役所に寄せられたメールです。道路交通法改正（12月）に伴い、詫間駅から大塚会館へ続く歩道を走行する自転車と歩行者の事故を心配した内容です。ちなみに、道路交通法改正は知っていますか？

自転車が軽車両扱いであることは多くの人知っている。しかし、今まではそれでも道路路側帯はどちら側でも走ることができていた。それが年内に施行される改正道路交通法では、自動車等の車両同様に、路側帯も道路の左側を走行することが義務付けられるのだ。第17条2の改正により「自転車は路側帯を走行する場合も道路左側の路側帯を通行しなかなければならない」ということだ。そして、それに伴い罰則も重くなり、左側を走行しなかった場合には第8条の通行区分の違反となり、「3か月以下の懲役、または5万円以下の罰金」が課されるようになる。（※インターネット「サイクリングニュース」より抜粋）

これに従うとすれば、登校時は、詫間小学校側を通行しなかなければならないこととなります。そうすると、詫間小学校の児童と接触する可能性が大きくなり、よけいに危なくなります。これについては、三豊警察署に確認したところ、詫間小学校前については従来どおりでよいという回答をいただきました。

②は、本校卒業生からのメールです。数年前までは、「タートルストリート（学校～大下歯科）一列通行」「ヘルメット着用率100%」は、本校の誇れるところでした。だからこそ、今の乱れが許せないのでしょう。先輩からのメッセージとしてしっかり受け止めなければなりません。

③は、下校の様子を見た地域の人からの電話です。安全教育の視点から考えると、そうかもしれませんが、短い時間で大勢の生徒が一斉に下校するという現状を考えると仕方ありません。常に危機意識を持って指導して下さっている先生に甘えることなく、自分の安全は自分で守る生徒であってほしいと思います。

今日から期末テストのため、3校時終了後一斉下校になります。事故はいつ起きるかわかりません。「まさか」ではなく、「もしかしたら」という気持ちを常に持ち続けましょう。命あってこそ勉強です。

図書館教育研究会

11月14日、三観地区の図書館教育研究会が本校で開催され、石川先生(1-3社会科)と潮先生(3-3総合)が授業を公開しました。参加されていた他校の先生方から、研究授業や本校の取組について、たくさんのご意見をいただきました。

